

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むときは、  
翌日)

## 鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員は、給料月額を定める規則

### (目的)

第一条 この規則は、職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年二月鳥取県条例第二号）附則第八項の規定に基づき、最高号給をこえる給料月額を受ける職員は、給料月額を定めることを目的とする。

### (昭和四十三年四月一日以降の給料月額)

第二条 昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員（以下「わく外給料職員」という。）のそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における給料月額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 昭和四十三年三月三十一日においてわく外給料職員である職員は、同年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間の給料月額、その者の昭和四十三年三月三十一日における給料月額に、当該給料月額に係る暫定手当に関する規則（昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号）第二条第一号ロに掲げる額（以下「一段階相当額」という。）の五分の一に相当する額を加えた額
- 二 昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日においてわく外給料職員である職員は、それぞれ昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間又は同年四月一日以降の給料月額、そ

### 目次

#### ◇人委規則

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員は、給料月額を定める規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員は、給料月額を定める規則をここに公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

れぞれその者の昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日における給料月額に、当該給料月額に係る一段階相当額の五分の二に相当する額を加えた額

(期間の通算)

第三条 前条の規定の適用を受けるわく外給料職員に対する昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第八項ただし書の規定の適用については、当該職員のそれぞれ昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日における給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)は、昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日に受けることとなる給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定の施行に伴う給料月額の決定等の特例)

第二十三条 職員を昇格させ又は降格させた場合において、第八条の第四項第一号から第四号まで若しくは第八条の五第一項の規定による号給又は当該号給に係る第二十一条の規定による期間(以下「号給又は期間」という。)が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号)附則第八項前段の規定の適用がないものとした場合における号給又は期間と異なるときは、後者の号給又は期間をもつてその者の号給又は期間とする。

2 職員を昇格させた場合における第八条の四第一項第五号の規定の適用については、当分の間、同号中「昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえるとき」とあるのは、「昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえるとき(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号)附則第八項前段の規定の適用がないものとした場合において昇格した日の前日に受ける給料月額が、昇格した職務の等級における最高の号給の一号給下位の号給の額をこえることとなるときを含む。)」とする。

3 第一項の規定による号給又は期間の決定は、第八条の四第一項若しくは第八条の五第一項又は第二十一条の各相当規定による決定とみなす。

(初任給基準表の額の特例)

第二十四条 初任給基準表の適用については、当分の間、同表の初任給欄に掲げる額及び同表の注に定める額は、それぞれ当該額に対応する職員  
の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県  
条例第二号)附則第八項前段の規定により読み替えられた額とする。

別表第一の一の(7)の5の次に5の2として次のように加える。

5の2 気象大学校大学部(修業年限四年のものに限る。)の卒業者

別表第一の一の(1)の1の3の次に1の4として次のように加える。

1の4 国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業者

別表第一の一の(2)の14中「含む」を「含むものとし、修業年限二年  
のものに限る」に改める。

別表第三の六第一号2を次のように改める。

2 専門研究員の職務又はこれに相当する職務

別表第三の六第三号を次のように改める。

三 三等級

試験研究機関の分場、科、室又は係の長の職務又はこれらに相当する

職務

別表第三の八第一号2を削り、同条同号中3を2とする。

別表第三の八第二号2及び4を削り、同条同号中3を2とする。

別表第九の表中

五七、七〇〇円
四一、〇〇〇円
三三、八〇〇円
三六、六〇〇円

を

五七、七〇〇円
四三、八〇〇円
三六、〇〇〇円
三三、八〇〇円

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規  
則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(暫定手当の給料への繰入れに伴う給与額の端数計算)

第二十四条 給料の調整額、管理職手当及びへき地手当の月額並びに給与  
条例第十二条の二第三号から第五号までの規定による給料及び調整手当  
の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた  
額をもつて当該給与の月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正)

第一条 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第七の知事の事務部局の整肢学園、保健所及び病院の項中「主任」を削る。

(職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十三年四月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

(経過規定)

2 この規則施行の日の前日において、職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第五号)附則第三項の規定の適用を受けていた職員の職の職務は、この規則による改正後の職務の等級の分類の基準に関する規則第二条の規定にかかわらず、同日において決定されていたその者の職務の等級に分類するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹試験場の場長、分場長、科長及び研究員

第四条第二項第一号中「レントゲン主任」を削り、同条同項第二号中「レントゲン主任」を削り、同条同項第三号中「レントゲン主任」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の整肢学園の項中「、レントゲン主任」を削り、同表の保健所病院の項中「レントゲン主任、」を削り、同表の衛生研究所の項中「専門研究員、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。